

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(立川税務署長)

平成27年8月5日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年2月24日判決、本資料265号-24・順号12607)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	中川 徹
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	早川 充
同	長倉 哲也
同	小原 弘行
処分行政庁	立川税務署長
	砥堀 英二
同指定代理人	阿部 豊明
同	玉井 真紀
同	水上 啓一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 立川税務署長が控訴人に対し平成23年2月4日付けでした、
 - (1) 平成15年分所得税の更正処分のうち総所得金額360万円及び納付すべき税額13万8400円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (2) 平成16年分所得税の更正処分のうち総所得金額360万円及び納付すべき税額16万3500円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (3) 平成17年分所得税の更正処分のうち総所得金額0円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (4) 平成18年分所得税の更正処分のうち総所得金額330万円及び納付すべき税額11万0200円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 立川税務署長が控訴人に対し平成23年2月4日付けでした、
 - (1) 平成19年分所得税について、過少申告加算税相当額169万9500円を超える部分の重

加算税の賦課決定処分を取り消す。

- (2) 平成20年分所得税について、過少申告加算税相当額161万7500円を超える部分の重加算税の賦課決定処分（平成23年6月27日異議決定により一部取消し後のもの）を取り消す。
 - (3) 平成21年分所得税について、過少申告加算税相当額123万2500円を超える部分の重加算税の賦課決定処分（平成23年6月27日異議決定により一部取消し後のもの）を取り消す。
- 4 立川税務署長が控訴人に対し平成23年2月4日付けでした、
- (1) 平成17年課税期間分消費税及び地方消費税について、無申告加算税相当額24万7500円を超える部分の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (2) 平成18年課税期間分消費税及び地方消費税について、無申告加算税相当額28万7000円を超える部分の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (3) 平成19年課税期間分消費税及び地方消費税について、無申告加算税相当額32万5000円を超える部分の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (4) 平成20年課税期間分消費税及び地方消費税について、無申告加算税相当額30万7000円を超える部分の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
 - (5) 平成21年課税期間分消費税及び地方消費税について、無申告加算税相当額26万5000円を超える部分の重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要（略語は、本判決において新たに定めるもののほか、原判決の例による。）

- 1 本件は、不動産賃貸業を営んでいた控訴人が、①平成15年分ないし平成21年分（本件各年分）の確定申告の際、不動産所得を含めずに所得税の過少な申告をしたことにつき、通則法68条1項所定の「隠ぺい」又は「仮装」があった、②平成17年課税期間ないし平成21年課税期間（本件各課税期間）の消費税及び地方消費税の申告をしなかったことにつき、通則法68条2項所定の「隠ぺい」又は「仮装」があった、③平成15年分ないし平成18年分（本件各係争年分）の所得税の確定申告につき、通則法70条5項所定の「偽りその他不正の行為」があったとして、立川税務署長が平成23年2月4日付けでした、(ア) 本件各係争年分の所得税の各更正処分（控訴の趣旨第2項(1)～(4)）、(イ) 本件各年分の所得税の各更正処分に係る重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨第2項(1)～(4)、第3項(1)～(3)）。ただし、異議決定による一部取消しのあったものについては、一部取消し後のもの、(ウ) 本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分（控訴の趣旨第4項(1)～(5)）につき、これらはいずれも違法なものであると主張して、被控訴人に対し、その取消しを求める事案である。
- 2 原審は、上記の「隠ぺい」、「仮装」、「偽りその他不正の行為」がいずれもあり、控訴人が取消しを求める上記各処分はいずれも適法なものであると判断して、控訴人の請求を棄却した。
- 3 これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。
- 4 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり改め、後記5において当審における当事者の新主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」2ないし4（原判決5頁9行目～12頁3行目。原判決別表1、別表2、別紙2及び別紙3を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決6頁2行目の「申告した。」の次に「その申告内容の概要は、別表1「審査請求に至る経緯等（所得税）」の「確定申告」欄に記載のとおりである。」を加える。

(2) 原判決6頁13行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「本件各更正処分及びこれに係る重加算税の賦課決定処分の概要は、別表1「審査請求に至る経緯等（所得税）」の「更正処分等」欄に記載のとおりである。

また、本件各消費税等決定処分及びこれに係る重加算税の賦課決定処分の概要は、別表2「審査請求に至る経緯等（消費税）」の「決定処分等」欄に記載のとおりである。」

(3) 原判決6頁18行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「この一部取消しにより、平成20年分及び平成21年分の納付すべき税額及び重加算税の額は、別表1「審査請求に至る経緯等（所得税）」の上記各年分に対応する「異議決定」欄に記載のとおりとされた。」

5 当審における当事者の新主張

〔控訴人〕

控訴人に対する税務調査は、平成22年9月28日、同年11月26日、同年12月7日の3回にわたり行われ、その際に多数の書類が持ち出されたが、これらの書類は、その調査担当者が、控訴人を脅迫、侮辱したり、控訴人に無断で、戸棚、天井、押し入れ、屋根裏、洋服ダンスの引き出し等を開けて調べたり、控訴人個人とは関係のない、控訴人が代表取締役を務める株式会社C社の事務所内の棚や引き出しを勝手に開けたりするなど、違法な手続により収集されたものであった。これらの税務調査の際に控訴人の依頼に係る税理士が立ち会うことはなかった。なお、控訴人が「預り証」にサインをしたことはあるが、調査担当者の指示によりサインをしなければならないものと誤信して白紙の預り証にサインしたものである。

このように違法に収集された証拠は、事実認定に供する証拠から排除されるべきであり、これらの違法収集証拠を本件訴訟手続の証拠から排除すれば、控訴人に「隠ぺい」、「仮装」、「偽りその他不正の行為」があったと認定することはできないというべきである。

〔被控訴人〕

控訴人の上記主張は、いずれも否認し、争う。

調査担当者が、控訴人を脅迫、侮辱したことはない。調査担当者は、控訴人の自宅やC社の事務所内の棚、引き出し等を開ける際には、控訴人の承諾を得ていた。調査担当者は、控訴人に対し、税理士の立会いを希望するなら税理士に連絡してもかまわない旨伝え、調査の際には、控訴人の依頼に係る税理士が立ち会っていた。なお、書類の借用に当たって控訴人が作成した「預り証」は、控訴人が借用に係る書類名の記載とその現物を確認した上で署名等をしたものである。したがって、本件訴訟手続において提出された書証は、いずれも控訴人の承諾を得た上で収集された適法なものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求をいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、後記2において当審における当事者の新主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1ないし3（原判決12頁5行目～19頁17行目。原判決別表2、別紙2及び別紙3を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、控訴人が、当審において種々主張するところを検討しても、上記判断は何ら左右されない。

2 当審における当事者の新主張に対する判断

(1) 証拠（甲9の1～甲9の4、乙3、乙4、乙6、乙14、乙28、乙40）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人に対する税務調査について、次の事実が認められる。

ア 控訴人に対する税務調査（控訴人の自宅又はC社の事務所への臨場調査）は、平成22年9月28日（第1回調査）、同年11月26日（第2回調査）、同年12月7日（第3回調査）の3回にわたって行われた。

イ 第1回調査は、控訴人への事前連絡なく行われたものであったが、控訴人は、これに異議を唱えることなく、調査担当者からの税務調査の協力要請に応じていた。調査担当者から所得税等の関係書類の提示を求められた控訴人は、自宅に保管されていた書類の提示に応じた上、書類の大半は自らが代表取締役を務めるC社の事務所に保管されている旨告げ、電話で同社従業員に税務調査に協力するよう指示した。控訴人は、控訴人の自宅又はC社の事務所に保管されていた関係書類の借用依頼にも応じ、借用に係る書類の現物を確認した上、預り証に署名又は署名押印していた。

ウ 第2回調査は、控訴人への事前連絡の上で行われたものであり、控訴人の依頼に係る丁税理士も立ち会っていた。第2回調査は、控訴人の所得に関する認識を聴取することを主な目的とするものであり、控訴人に対し、新たな書類の提示が求められることはなかった。

エ 第3回調査も、控訴人への事前連絡の上で行われたものであり、控訴人の依頼に係る丁税理士が立ち会っていた。第3回調査は、これまでの調査に基づく控訴人の最終的な所得金額が確定したため、控訴人に対し、その内容を説明し、本件各年分（7年間）の所得税の修正申告等を求めることを主な目的とするものであった。調査担当者が、控訴人に対し、新たな書類の提示予定の有無を確認的に質問することはあったものの、控訴人から、新たな書類が提示されることはなかった。なお、上記修正申告等を求められた控訴人が、興奮の余り「差押えでも懲役でも好きにしる。」「後ろから刺してやるという位の気持ちでいる。」などの発言をしたことはあったが、丁税理士のとりなしもあって、控訴人がそれ以上の行為に出ることはなく、第3回調査は終了した。

（以上の認定と異なる控訴人の陳述（甲8）、供述は、前記各証拠、とりわけ、控訴人作成の異議申立書（乙3）、審査請求書（乙4）において、控訴人が税務調査に終始協力した旨自認していることに照らして、信用することができない。）

（2）上記（1）で認定した事実によれば、関係書類の収集がされた第1回調査は、当該調査の性質上、控訴人への事前連絡なく行われたものであったが、控訴人は、これを拒否することなく、調査担当者からの質問に進んで回答し、求められた書類の提示はもとより、依頼された書類の借用や、借用を証する「預り証」の作成にも任意に応じていたというのである。それにもかかわらず、調査担当者が、ことさら控訴人に対する脅迫、侮辱、すなわち、控訴人に対する税務調査の円滑な進行を妨げる行為に出たとは認め難い。なお、第3回調査の際に7年間もの所得税の修正申告等を求められた控訴人が著しく興奮し過激な発言をしたことがあったものの、立ち会った担当税理士の仲裁もあって、当該調査は無事終了したというのであるから、上記認定を妨げる事情であるとはいえない。

以上によれば、第1回調査ないし第3回調査は、C社の事務所における調査も含め、いずれも控訴人の任意の協力を得て円滑に行われたものであり、本件訴訟手続において提出された書証は、いずれも控訴人の承諾を得た上で収集されたものであって、違法に収集された証拠とはいえないから、本件訴訟手続から排除されるべき理由はない。以上と異なる控訴人の主張は、上記認定、説示に照らして採用することができない。

第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石井 忠雄

裁判官 石橋 俊一

裁判官 田中 秀幸

別表1 審査請求に至る経緯（所得税）

（単位：円）

年分	区分		確定申告	更正処分等	異議決定	審判所認定額
	項目	申告年月日等				
平成15年分	総所得金額		3,600,000	21,572,517	棄却	28,611,676
	内訳	事業所得の金額	3,600,000	0		0
		不動産所得の金額	—	21,572,517		28,611,676
	納付すべき税額		138,400	4,549,700		7,154,500
	重加算税の額			1,543,500		
平成16年分	総所得金額		3,600,000	31,229,498	棄却	35,189,811
	内訳	事業所得の金額	3,600,000	0		0
		不動産所得の金額	—	31,229,498		35,189,811
	納付すべき税額		163,500	8,239,300		9,704,500
	重加算税の額			2,824,500		
平成17年分	総所得金額		—	36,348,834	棄却	43,064,445
	内訳	不動産所得の金額	—	36,348,834		43,064,445
		分離長期譲渡所得の金額	△3,403,130	△3,403,130		△3,403,130
	納付すべき税額		0	10,014,600		12,499,500
	重加算税の額			3,503,500		
平成18年分	総所得金額		3,300,000	33,783,264	棄却	42,368,444
	内訳	事業所得の金額	3,300,000	0		0
		不動産所得の金額	—	33,783,264		42,368,444
	納付すべき税額		110,200	9,116,900		12,293,400
	重加算税の額			3,150,000		
平成19年分	総所得金額		0	36,733,480	棄却	39,966,719
	内訳	不動産所得の金額	—	36,733,480		38,410,663
		一時所得の金額	—	—		1,556,056
	分離長期譲渡所得の金額		17,117,799	42,804,901		45,634,176
	納付すべき税額		2,228,400	17,413,400		19,131,100
	重加算税の額			3,965,500		
	過少申告加算税の額			466,000		
平成20年分	総所得金額		0	36,538,510	35,226,434	37,603,891
	内訳	不動産所得の金額	—	36,538,510	35,226,434	37,603,891
		分離長期譲渡所得の金額	635,749	635,749	1,857,097	1,727,469
	納付すべき税額		0	11,089,300	10,958,300	11,870,500
	重加算税の額			3,878,000	3,832,500	
平成21年分	総所得金額		11,098,330	37,920,967	38,275,527	41,316,679
	内訳	不動産所得の金額	—	26,822,637	27,177,197	30,218,349
		一時所得の金額	11,098,330	11,098,330	11,098,330	11,098,330
	分離短期譲渡所得の金額		3,839,196	3,839,196	6,060,845	6,060,845
	分離長期譲渡所得の金額		0	0	△13,220,507	△13,220,507
	納付すべき税額		2,651,000	12,764,100	11,754,400	12,970,800
	重加算税の額			3,538,500	3,185,000	

（注）「分離長期譲渡所得の金額」欄の△印は、損失金額を示す。

別表2 審査請求に至る経緯等（消費税）

（単位：円）

課税期間	区分		確定申告	決定処分等	異議決定	審判所認定額
	項目					
	申告年月日等			平成23年2月4日	平成23年6月27日	
平成17年課税期間	消費税	課税標準額	無申告	33,041,000	棄却	35,504,000
		消費税額		1,321,640		1,420,160
		控除対象仕入税額		0		0
		納付すべき消費税額		1,321,600		1,420,100
		納付すべき地方消費税額		330,400		355,000
		納付すべき消費税等		1,652,000		1,775,100
		重加算税の額				660,000
平成18年課税期間	消費税	課税標準額	無申告	31,325,000	棄却	35,480,000
		消費税額		1,253,000		1,419,200
		控除対象仕入税額		0		0
		納付すべき消費税額		1,253,000		1,419,200
		納付すべき地方消費税額		313,200		354,800
		納付すべき消費税等		1,566,200		1,774,000
		重加算税の額				624,000
平成19年課税期間	消費税	課税標準額	無申告	35,160,000	棄却	35,413,000
		消費税額		1,406,400		1,416,520
		控除対象仕入税額		0		0
		納付すべき消費税額		1,406,400		1,416,500
		納付すべき地方消費税額		351,600		354,100
		納付すべき消費税等		1,758,000		1,770,600
		重加算税の額				700,000
平成20年課税期間	消費税	課税標準額	無申告	33,343,000	棄却	35,485,000
		消費税額		1,333,720		1,419,400
		控除対象仕入税額		0		0
		納付すべき消費税額		1,333,700		1,419,400
		納付すべき地方消費税額		333,400		354,800
		納付すべき消費税等		1,667,100		1,774,200
		重加算税の額				664,000
平成21年課税期間	消費税	課税標準額	無申告	29,051,000	棄却	31,184,000
		消費税額		1,162,040		1,247,360
		控除対象仕入税額		0		0
		納付すべき消費税額		1,162,000		1,247,300
		納付すべき地方消費税額		290,500		311,800
		納付すべき消費税等		1,452,500		1,559,100
		重加算税の額				580,000

（注）「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄は、いずれも百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。